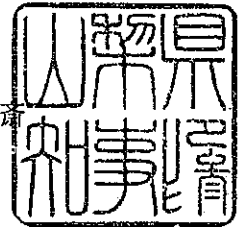


山梨県個人情報保護審議会会長 殿

山梨県知事 後藤 清



個人情報の保護に関する施策その他重要事項について（諮問）

山梨県個人情報保護条例第59条第1項第3号の規定により、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

1 諮問事項

山梨県個人情報保護条例（平成17年山梨県条例第15号）の改正について

2 理由

平成27年9月9日に「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）が改正されるとともに、平成28年5月27日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）が改正され、平成29年5月30日に施行されました。

また、平成28年10月28日に「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）が一部変更され、個人情報保護条例の見直しに当たって、「特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる」ことが記載されました。

このため、これらの法改正等の趣旨を踏まえ、山梨県個人情報保護条例の見直しを行う必要があります。

また、個人情報を取り扱う事業者の業務登録制度について、創設後の制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、廃止を検討しております。

つきましては、同条例の改正内容について、貴審議会の御意見を賜りたく、諮問します。